



宮 崎 県 公 報

平成25年 4月12日（金曜日） 号外 第32号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

規 則

○宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則 -----	(健康増進課) 1
---------------------------------------	-----------

頁

規 則

宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年 4月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則

宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年宮崎県条例第12号）の施行期日は、平成25年 4月13日とする。